

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

"Hojin"

ほじん

夏

2015

No.689

私の経営哲学—第5回

鳴門法人会 四国化工機株式会社

植田 滋

特集 **マイナンバー制度**

税制アンケートまとまる

全国女性フォーラム福岡大会開催

法人会マークデザインのP-Tieを製作



公益財団法人 全国法人会総連合





どうぞ

「おどる国・阿波徳島」へ

— 古川 武弘 —

第32回法人会全国大会は、本年10月8日 徳島市で開催されます。

今我が国は人口減少という難題をかかえ地方をどう活かしてゆくかが問われていますが、わが徳島には過疎の町を活性化した好例があり、冒頭の講演会はこちらの推進者・リーダーであるお三方に登壇頂きます。

- 葉っぱビジネス「彩り」の上勝町
— つまもので元気に稼ぐお年寄り
 - ITで若者が集まる「グリーンバレー」の神山町
— 多数のIT企業が進出
 - 徳島市の中心街に大勢の人が集まる欧風産直市「徳島マルシェ」 — 新しい農業ビジネスの創出
- 会場の徳島市は、徳島阿波おどり空港から30分、大阪、神戸からの高速バス便も多く、映画にも描かれた「眉山」の眺望も素晴らしく、水都といわれる市の中心部を四国三郎 吉野川の水が流れています。

海山の豊かな食材に恵まれ、数ある物産の中で代表ブランドを絞ると、すだち、鳴門金時、鳴門わかめ、阿波尾鶏となりましょうか。懇親会でご堪能ください。

観光は、世界最大級の鳴門海峡の渦潮とそれを大橋から見下ろす「渦の道」、行ってみたい美術館で1-2位にランクされる大塚国際美術館では西洋名画1000点余を現物同様にご覧頂けます。また、昨年四国八十八ヶ所霊場開基1200年を迎えた発願の第一番札所の霊山寺、第九が国内初演されたドイツ館も見所の一つ。

少し足を伸ばせば、改造した落人部落の古民家「秘境 祖谷」には疲れを癒せる天空露天風呂、囲炉裏郷土料理があり、エクスカッションに組み入れています。

そして徳島と言えば何よりも阿波おどり。懇親会場のアトラクションでは有名連と一緒に踊って頂き、さらに徳島駅近くの「阿波おどり会館」でも、同日夜の時間帯でお楽しみ頂けるようになっています。

“踊る阿呆に見る阿呆 同じ阿呆なら踊らにゃ損々！”是非徳島大会にお越し下さい。心よりお待ち申し上げます。

(徳島県法人会連合会会長 株式会社阿波銀行相談役)

ほろいん



- ▶ **エール**
- ▶ **法人会の 理念・行動規範**
- ▶ **私の経営哲学**
四国化工機株式会社
代表取締役社長 植田 滋
“開発も経営も
逃げない、そして絶対諦めない”
- ▶ **特集「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要**
特定個人情報保護委員会事務局総務課
上席政策調査員 鈴木涼介
- ▶ **全法連ひろば**
税制アンケート「法人実効税率引下げ評価」
全国女性フォーラム福岡大会開催
- ▶ **税務コンプライアンス向上のために「なるほど！自主点検チェックシート」vol.2**
- ▶ **法人会リレーニュース**
鎮魂復興植樹祭に参加
税とミュージカルのコラボレーション
法人会マークデザイン P-Tie を製作
- ▶ **情報分析の目**
- ▶ **税論**
- ▶ **税務相談 Q&A**
- ▶ **実践 税務調査**
- ▶ **健康バンザイ**
- ▶ **暮らし塾**
- ▶ **間違いさがし・マンガ「難解の世代」**
- ▶ **読者から・編集後記**

法人会の新たな「理念」

法人会は、平成26年4月をもって新公益法人制度の下、41県連・441単位会、すべてが新たな公益法人等への移行を完了することとなった。

全法連では、この移行を契機に、法人会がさらに税制・税務を中心に社会全体へ貢献していくことを明らかにするため、また、志の高い経営者であるとの矜持を持って今後も活動していくことを表すため、3月19日の理事会において新たな「理念」を決定し、更に理念を実現していく上での具体的な方向性・手段を示す「行動規範」の制定を行った。

理 念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

— 行 動 規 範 —

【税のオピニオンリーダーとしての責務】

- ① 法人会は、税に対する第一人者として、租税の理解に努めます
- ② 法人会は、企業とりわけ中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について調査研究を行い、提言します
- ③ 法人会は、税に関する研修会等を通じ、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙を図ります

【企業の発展を支援するものとしての責務】

- ④ 法人会は、研修活動・情報提供を通じて、企業の健全な発展を支援します
- ⑤ 法人会は、会員相互の交流・情報交換を促進して、企業価値の向上を支援します
- ⑥ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、企業の事業継続を支援します

【地域の振興に寄与するものとしての責務】

- ⑦ 法人会は、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与します
- ⑧ 法人会は、地域の未来を担う人材の育成を支援します
- ⑨ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献します

【法人会会員としての責務】

- ⑩ 会員は、税や経営の研修、地域企業との交流を通じて自己研鑽を図り、企業価値の向上に努めます

- ⑪ 会員は、企業経営者としての責務を自覚し、納税面や雇用面で国や地域に貢献できるよう努めます
- ⑫ 会員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動等法人会の活動に積極的に参画します

【法人会役員としての責務】

- ⑬ 役員は、公益活動を担う団体の役員としての誇りと自覚を持ち、会員から信頼されるよう行動します
- ⑭ 役員は、自らの職務を充分理解し、地域や会員企業に貢献できるよう事業運営に努めます
- ⑮ 役員は、法人会や地域の活性・発展のための先導的役割を果たすとともに、次代を担う人材の育成・登用に努めます

【法人会事務局職員としての責務】

- ⑯ 事務局職員は、公益活動を担う団体の事務局としての責務を認識し、誇りと自覚を持って良識ある行動をとることに努めます
- ⑰ 事務局職員は、役員を支える意識を常に持ち、役員から信頼される人材となるよう絶えず自己研鑽に努めます
- ⑱ 事務局職員は、会員の声に充分耳を傾け、会員から信頼される事務局の運営に努めます

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

第5回



“開発も経営も
逃げない、そして絶対諦めない”

植田 滋 | 四国化工機株式会社
代表取締役社長

Shigeru Ueda, President

徳島県北島町に本社を置く四国化工機は紙容器やプラスチック容器に、牛乳やヨーグルトなどを充填する食品充填包装機の国内トップメーカー。国内シェアは約7割、世界でもトップ3に入り、輸出先は欧米を中心に世界40か国以上に上る。特色は機械事業だ

けでなく、包装資材事業と豆腐をはじめとする食品事業、この3つの事業がそれぞれの技術やノウハウで相乗効果を発揮していることが強みとなっている点だ。昨年は経済産業省から「グローバルニッチトップ企業100選」にも選出されている。

Q 御社は、段階を経て事業の柱を増やし会社を大きくされてきましたが、そのような重要決断を下すタイミングはどのように見極めたら良いのでしょうか。

A 会社を変えるきっかけやタイミングというのは、数字に如実に現れます。10年前に包装資材事業を伸ばそうと思った時も同様で、機械事業は金額的には大きいのですが、資金回転率があまり良くなく、結果として銀行借入が多かったんです。

そこでキャッシュフローを重視し、継続的で安定した仕事量を確保すべく包装資材事業を拡大しようと準備していた時、たまたま紙カップ製造会社の買収話が舞い込んできたんです。

会社にはその時その時で、いろいろな事情があり転機を迎えます。では、そのタイミングで何をするかというところ、自分たちの弱いところを補い、強いところを伸ばして永続性を保って成長していこうとします。

でも、経営は全て連続しているもの。何かが偶然起きるとか、稀に本当に偶然のこともあるけれど、その前の大きな意識があるからこそ、だと思っんです。経営における偶然とは、実は大きな意志があつてこそ起きるのです。

Q 社長になられてから一番大変だったことは何でしたか？そして、それをどうやって乗り越えましたか？



A 2000年、機械事業の売上がガタッと落ちた時期がありました。

国内の乳業界を揺るがす大事件が起き、当社にとつてもそのメーカーは継続的かつ大量に発注して下さっていた大きなクライアントさんでした。全売上上の15%くらいだったと思いますが、それが全てゼロになりました。それとほぼ同時期に海外でも一つ、大きなビジネスが凍結する事態が起きて、合わせて20%くらいの売上が一気になくなり、それは厳しかったですね。でも、落ち込んでいても仕方ないし、新たな機械や容器の開発をコツコツと進めました。食品事業と包装資材事

業の存在も会社が持ちこたえた大きな理由の一つです。

それと、機械販売時のサービス部門であったエンジニアリング部門をこの苦しかった時期に独立させました。エンジニアリング部門は、充填機だけでなく製造ライン全体の付加価値を追求されるお客様の要望に応えるものなんです。これを転機に急成長し、現在では数十億円の上高を誇る部門になりました。

A Q では、逆に一番嬉しかったこと、感動したことを教えてください。定年退職を迎えた社員に、「40年間、ここで働いて本当に幸せだっ

た」と言われた時です。私が入社した頃は400人ほどの会社だったわけですが、会社にも色々と波があり、フラットではなかったにしても右肩上がりに成長し、今やグループ全体で1000人超の企業になりました。自分の人生と重ね合わせて色々な感慨深い思い出を語ってくれる人もいて、そんな話を聞くと本当に嬉しいです。

開発はトライアル&エラーの繰り返し 失敗する覚悟も必要

Q 新しい事業や商品を生み出せない、と苦戦している企業は多いですが、新商品を生み出すコツがあったら教えてください。

A 執念深く、考え抜くこと、それしかないですね。昼も夜も考えて考えて、考え抜く。何事にも「トライアル&エラー」が必要です。新しいことをやろうとすると必ず失敗はあるけれど、それを経営側が覚悟してかどうかも大切です。

今の世の中、圧倒的に差別化しているものって実はそんなになくて、たとえ差別化していても、それを価格に転嫁して果たして倍で売れるかというところ、そんな金額では売れない訳です。だからと言って開発を諦めても駄目。

そこでやはり必要なのが、新しい発想とトライアル&エラー。失敗してもそれ



を負の遺産とせず、前向きに次のステップにして先に進むこと。開発とか発想というものは繰り返し繰り返し考えて、徹底的にやっつて、駄目でもやり続ける。無駄なことなど一つもないのだから。

また、機械や包材のようなB to Bの事業は実に論理的でコストパフォーマンスも良くないと売れない。一方、B to Cは嗜好品の部分が大きく、何が売れるかよく分からないから、その分、余計トライアル&エラーが必要。例えば、うちの「鍋八」という豆腐も売れる訳がないと一度は却下した商品でした。波型にカットされているだけなんです、今や単体

では日本一の生産量で、品切れになるほどの大ヒットを記録しました。実はそのちょっと前に小さくカットした豆腐を商品化して失敗しているんです。本当にこういういった商品は売ってみたいと分からないものなんです。

当社には創業以来、「新しいことにチャレンジする」という風土があり、それがDNAとして現在まで受け継がれています。あと、私は単純ミスや不注意による失敗には厳しいことを言いますが、新しいことにチャレンジして失敗しても責任は一切問いません。開発や技術部門だけでなく、営業や事務部門に至るまであらゆる社員が新しいものを創り出そうとする風土が会社の中にあることは確かです。

逃げない風土 やり抜く文化

Q 経営に何が一番大事だとお考えでしょうか。

A 成功の秘訣は決してお客さんから逃げないこと。とことんやり抜く。勿論、とことん開発して大赤字になることもあります。でも、うちは赤字を出しても徹底的にやっつてきた。これが結果として良かったと思うんです。

開発型の会社はうまくいかないロスを最小限にするために縮小したり撤退したりということがあっても、うちは絶対逃げなかった。だから四国化工機なら

大丈夫、という評価と信頼が生まれ、それが40年、50年といった成長のベースになっていると思っています。

それともう一つ、「社員を大事にすること」です。会社は、社員の頑張りによって成り立つもの。「企業は人なり」を信条に、働き甲斐のある魅力溢れる会社を目指しています。

Q 植田社長が、また四国化工機が、これだけは絶対負けていけないこと、自慢できることは何でしょうか。

A 先ほどの繰り返しになりますが、逃げない、そして諦めない風土。これは絶対負けないうちの強みだと思います。それが信頼に繋がっており、実績として数字に表れる。

そしてもう一つ、うちは機械メーカーでもあり、包装資材メーカーでもあり、食品メーカーでもあります。三事業が有機的に結合し、相乗効果を発揮しています。これも当社の最大の長であり、他社に負けない競争力を生み出していると思います。

Q では、最後に今後のビジョンを教えてください。

A 4年前、創立50周年を迎えることができましたが、次の100周年に向かって、経営理念である「世界の食文化の向上に貢献できる優良国際中堅企業」を目指し、これからも全社員一丸となって、新しいことにチャレンジし続けていきたいと思っています。

COMPANY PROFILE

四国化工機株式会社

創業	昭和36年
所在地	本社 / 徳島県板野郡北島町 太郎八須字西の川110番地1
資本金	1億4,500万円
業種	充填包装機・紙・プラスチック容器、豆腐など大豆加工食品の製造販売



1



2



3

1波型にカットされた豆腐「鍋八」 2環境に配慮し、機能・素材共に独自性のある包材は数十種類に及んでいる 3「さとの雪」ブランドで全国展開する豆腐製造は業界トップクラスの日産約40万丁



代表取締役社長 植田 滋

徳島県生まれ。慶応義塾大学卒。銀行勤務を経て1987年、四国化工機に入社。ミシガン大学大学院経営学修士(MBA)を取得後、東京支社取締役副支社長に就任。1996年、代表取締役社長就任。趣味はゴルフ・囲碁・バスケットボール。

<http://www.shikoku-kakoki.co.jp>



「特定個人情報」の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の概要

特定個人情報保護委員会では、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」）の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものとして、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「ガイドライン」）を平成26年12月11日に策定・公表しました。ガイドライン概要についての解説において意見にわたる部分は、委員会などの公的見解を示すものではないことをご留意ください。

鈴木涼介

特定個人情報保護委員会事務局
総務課上席政策調査員。税理士。

制度の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」）に基づく社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。平成27年10月から住民票を有する全ての人に1人1つの個人番号（12桁）が通知カードにより通知され、平成28年1月から利用が開始されます。

個人番号は、社会保障、税及び災害対策分野の中で、番号法で定められた行政手続でのみ利用することができ、それ以外の場合には利用することはできません。

事業者における個人番号との関わり

個人番号を利用できる事務は、番号法で限定的に定められています。事業者が個人番号を利用するのは、主として、従業員、有識者、地主等の個人番号を法定調書（源泉徴収票、支払調書等）や健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等に記載して行政機関等に提出する場合です（個人番号関係事務）。

行政機関等は、法定調書等の提出により提供を受けた個人番号を、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索・管理のために利用します（個人番号利用事務）。

個人番号及び特定個人情報の取扱いに関するルール

1 取得・利用・提供のルール

(1) 個人番号の取得

事業者は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人等に対して個人番号の提供を求め、それができ、それ以外の場合では個人番号を取得することはできません。

(2) 提供を求める時期

個人番号の提供を求める時期は、原則として、個人番号関係事務が発生した時点です。ただし、本人との法律関係等に基づき、契約を締結した時点等の個人番号関係事務の発生が予想できた時点で求めることは可能であると解されます。

例えば、従業員の源泉徴収票作成事

務、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等作成事務の場合は、雇用契約締結時点で個人番号の提供を求め、ことも可能であると解されます。

(3) 本人確認

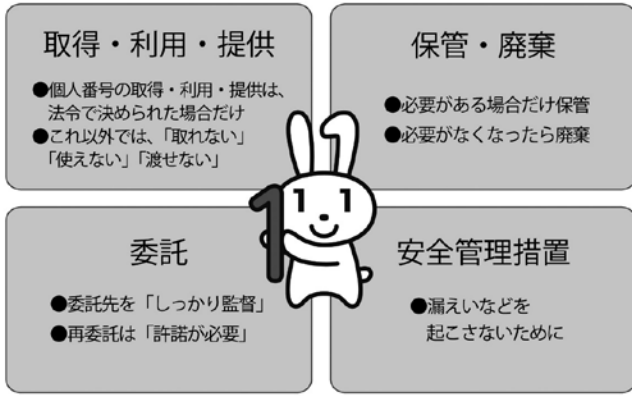
個人番号の提供を受けるときは、①個人番号の真正性を確認する「番号確認」、②個人番号を提供した者が本人であるかを確認する「身元確認」の2つをあわせた「本人確認」を行うこととなります。

その詳細については、内閣官房がホームページで公表している資料や、国税庁の告示第2号等に示されていますので、そちらをご参照ください。

(4) 利用・提供

事業者は主として、従業員、有識者、地主等の個人番号を法定調書や健康保

特定個人情報のルール（マイナンバー4箇条）



険・厚生年金保険被保険者資格取得届等に記載して行政機関等に提出することとなります。その他、事業者は番号法で限定的に定められている場合以外、個人番号及び特定個人情報を利用・提供することはできません。

2 保管・廃棄のルール

特定個人情報は、源泉徴収票作成事務等の個人番号関係事務を行う必要がある場合に限り保管し続けることができます。また、個人番号が記載された書類等のうち所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものは、その期間保管することとなります。

一方、それらの事務を行う必要がな

くなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

3 委託のルール

事業者が個人番号関係事務の全部又は一部の委託をした場合、その事業者（委託者）は、委託先において、番号法に基づき委託者自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう「必要かつ適切な監督」を行わなければなりません。

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれます。また、この事務の委託を受けた者は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を再委託することができます。

4 安全管理措置のルール

事業者は、個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対しての監督も行わなければなりません。

安全管理措置の内容としては、基本方針の策定、取扱規程等の策定のほか、以下の表の安全管理措置が挙げられます。基本方針は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として

組織的安全管理措置	組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
人的安全管理措置	事務取扱担当者の監督・教育
物理的安全管理措置	特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
技術的安全管理措置	アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止

取り組むために重要なものですが、策定が義務付けられているものではありません。策定が義務付けられているものは、業務の流れを整理し具体的な取扱いを定めるもので、策定が義務付けられています。なお、安全管理措置は、事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により、適切な手法を採用することが重要です。

中小規模事業者については、前述の取扱規程等の策定が義務付けられていない等、特例的な対応方法が設けられています。中小規模事業者とは従業員数が100人以下の事業者で、次の

- 事業者を除きます。
- ① 個人番号利用事務実施者
 - ② 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
 - ③ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
 - ④ 個人情報取扱事業者

おわりに

事業者においては、本ガイドラインの内容に留意し、特定個人情報の適正な取扱いを確保することが必要です。特定個人情報保護委員会ホームページには、ガイドラインのほか、ガイドラインに関するQ&Aや資料が掲載されていますので、特定個人情報の適正な取扱いに役立ててください。

- ① このほか社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務に利用することが可能
- ② 内閣官房ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
 国税庁告示第2号
<https://www.rta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaisaku/kokuji/0015015/01.htm>
- ③ 特定個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.ppc.go.jp/>

税制アンケート約1万人が回答

法人実効税率の引き下げを評価

全法連では、平成28年度税制改正提言の取りまとめに資することを目的として、今回で16回目となる税制アンケート（設問数は16問）を実施した。

3月中旬に各単位会を通じてアンケート用紙を送付し、5月18日をもって集計を締め切った。

回答者数は10062人（昨年度比6%増）であり、回答者の内訳は税制委員19%、役員50%、一般会員31%。業種別の内訳では、建設・土木・不動産26%、卸売・飲食・小売業23%、製造業21%、サービス19%、その他11%となっている。

なお、回答者のうち約70%の企業は前事業年度が黒字申告であった。

また、一般会員を主な対象とした簡易版アンケート（設問数5問）も同時期に実施したところ、回答者数は7829人であった。

◆法人実効税率

一般の改正で法人実効税率が段階的に引き下がることについて、その評価

を聞いたところ、「一定の評価はできる」65%、「大いに評価できる」27%と多数を占め、「評価できない」は6%であった。

次いで、中小企業に対する法人税の課税ベース拡大について聞いたところ、一番多かった回答は「中小企業に対する課税ベース拡大には反対」48%であり、「ある程度課税ベースの拡大はやむを得ない」は31%であった。

◆消費税

軽減税率制度の導入について質問したところ、「導入に賛成」52%、「導入には反対」33%、「わからない」13%であった。

また、仮に軽減税率制度が導入された場合、懸念される事項を2つ選択する方式で聞いたところ、「複雑な経理処理」28%、「ソフトウェアの変更や新規購入」20%、「事務負担の増加による人件費の負担増」12%であった。なお、「特に問題はない」との回答は18%であった。

◆事業承継税制

平成27年1月より、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件等が緩和されたことから、今後、この制度を利用したいか質問したところ、「制度がさらに改善されれば利用したい」37%、「利用したい（又は利用している）」は22%であった。

◆配偶者控除

現行の配偶者控除について質問したところ、「配偶者控除は存続すべき」が63%と多数を占め、「見直すべき」は31%であった。

◆固定資産税

固定資産税のあり方について質問したところ、「負担感が重く、軽減の方向で見直すべき」が56%と多数を占めた。一方で、「現状程度の負担でよい」との回答は36%であった。

また、固定資産税を見直すにあたり特に重視すべき点を聞いたところ、

「居住用家屋の評価方法」45%、「償却資産への課税の見直し」25%、「商業地等の評価方法」16%であった。

◆地方の行財政改革

地方の行財政改革について、特に優先すべき課題を2つ選択する方式で質問したところ、「地方公務員給与の適正化など行政のスリム化」25%、「地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立」25%、次いで、「国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲」24%の順であった。

◆社会保障制度

社会保障の給付と負担のバランスについて聞いたところ、「給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する」41%、「現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない」34%、「給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす」14%であった。（アンケート結果は全法連HPでも掲載しています）



第10回 法人会全国女性フォーラム 福岡大会が開催される

今回で第10回となる「法人会全国女性フォーラム」が、福岡県福岡市のヒルトン福岡シーホークホテルで開催さ

れ、全国の法人会女性部会員約1650名が集まった。大会キヤッチフレーズは、「アジアの息吹き体感し、女性の和を抜けよう！」

次代を担う子供のために女性の力発揮して。

第1部の記念講演では、地域エコノミストの藻谷浩介氏が『女性の元気』と題し講演を行った。人口の高齢化、

現役世代の減少に伴う内部需要の減少によって長期的に景気が低迷している事実を背景に、これからの日本経済や地域社会にとって重要になる女性の力を積極的に生かして行くためのヒントを提言した。

第2部の式典には税務当局、関係団体等から多数の来賓が出席。

福岡県連の濱田光江女連協会会長による歓迎の挨拶に続き、主催者である全法連女連協・政所正枝会長、全法連の池田弘一会長が挨拶を述べた。

来賓を代表して、藤田博一・国税庁課税部長、小川洋・福岡県知事、高島宗一郎・福岡市長から祝辞があった。

その後、福岡県内6単位の女性部会による社会貢献活動や租税教育の様子が映像で紹介され、全法連女連協・井形ヤス子副会長により大会宣言が読み上げられた後、大会旗が次回開催地である福岡県連女連協会長に伝達された。

式典終了後には同会場で懇親会が行われ、福岡県連の井手英副会長による開宴の挨拶に続き、中尾睦・福岡国税局長の乾杯で懇親会がスタート、全国の女性部会会員が交流を図った。懇親会のアトラクションとして、地元福岡のKAWAMURABANDのライブ演奏が披露された。また、次回開催地である福岡県連によるPRがあり、最後は、博多券番との参加者全員による総踊りで会場内の盛り上がりは最高潮に達した。

会場内のホテル1階ロビーには、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品が展示され、平成26年度全法連女連協会会長賞として表彰された作品12点と、全国の単位会代表作品約370点を、来賓やフォーラム参加者は熱心に鑑賞していた。

来年は、4月14日に「第11回法人会全国女性フォーラム 福岡大会」が、郡山市のビッグパレットふくしまで開催される予定である。



式典で挨拶する政所正枝会長



税に関する絵はがきコンクール優秀作品の展示



なるほど!

税務コンプライアンス向上のために 自主点検チェックシート vol.2



～これまでの概要～

A先輩の異動により新しく経理担当の後任に決まったBさん。業務の引継ぎとともに自主点検チェックシートの活用方法を確認しています。

基本は現預金の管理から

A先輩：内部統制の基本である「Ⅰ 社内体制」の次は、「Ⅱ 貸借関係」に進むわよ。ここからは、経理面の向上にも深く関わってくる項目よ。

Bさん：『手許現金・預金と帳簿の残高が一致するか』ですね。

A先輩：現金は普段から扱うものだけに、当然気を付けなければならないのだけど、毎日の業務に追われて疎かになってしまう時もあるの。だから、チェックシートでも点検する項目になっているのよ。

Bさん：日々の業務の再確認、ですね！

A先輩：もし残高が一致しなかったら、それはもう大変！ 私も慣れない頃は確認漏れがあって、必死に入出金を遡ったことがあったのよねえ……（しみじみ）。

Bさん：私も気を付けます！

A先輩：このチェックシートは、どういった項目があるのかが分かり易く一覧になっているから、とても便利だと思うわ。あらかじめ目を通しておくと、普段から気を付けなければならない事項が自然と身に付いてくるわよ。

Bさん：他にも、売掛金の管理についての項目がありますね。『売掛一覧表と得意先に対する請求残高は一致しているか』は、うちは取引先が多いから、きちんとチェックしていないと、売掛金の回収がうっかり漏れてしまいそうですね……。

A先輩：こら。お金に関わることだから、“うっかりミス”では済まないかもしれないわよ。回収が遅れている取引先には理由をきちんと確認しておかないと、このご時世、いつの間にか回収不能になってしまうことも……。そうなったら、うちの会社の資金繰りも危うくなってしまいかもしれないのよ。だから、チェックは忘れずにね。

Bさん：会社を健全に保つのも、経理の重要な役割なのですね！

棚卸、実施していますか

A先輩：次は、棚卸に関してよ。『実地棚卸は定期的に行われているか』。さて、どうでしょう？

Bさん：うちの会社は、購買担当の社員が、月末に実施していますね！

A先輩：そうね。経理としては、帳簿上の棚卸と数量が一致しているか確認することも大切なのよ。適切な在庫管理は内部統制のためでもあるの。他の会社では実地棚卸をしていなかったために、従業員が商品を横流ししていたことが長い間、分からなかったという話を聞いたことがあるわ。

Bさん：そんなことがあったら大変ですね。それと、チェックシートの項目にも書かれていますが、棚卸表などの記録を破棄せずに保存しておくことも必要なのですね。いわゆる、棚卸の証拠書類、ですね！

A先輩：分かってきたわね。他にも、忘れがちなのが商品券や印紙、切手。これらも、会社の貯蔵品として資産管理する必要があるから、適切に管理するのよ。

Bさん：はい！ 先ほど受払簿を教えていただいたので、しっかり管理します。

締め後の処理も忘れずに

A先輩：前の項目に売掛金があったけれど、今回は買掛金の項目よ。立場が逆になるわね。

Bさん：『買掛一覧表と仕入先からの請求書が一致しているか』を確認する必要があるのですね。

A先輩：そう。金額を誤ったり、支払が遅れたりすると仕入先との信用問題となって、今後の取引にも影響が出ることもあるのよ。それから、決算期末には、締め後の取引の有無も忘れずにチェックするのよ。買掛金への計上が漏れていたら、決算書や申告書の誤りにも繋がってしまうから、それを防ぐためにも、このチェックシートの点検項目は本当に役立つの。

Bさん：最後まで気を引き締めないとはいけませんね！！

※自主点検チェックシート、及びガイドブックは、全法連 HP
トップページ右側のバナーよりダウンロードいただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>



行方不明の人たちを思い 諦めずに搜索を続ける「福興浜団」

【福島】福興浜団（南相馬市萱浜）は、東日本大震災の津波で犠牲になり、今なお行方不明になっている人々を搜索するため

に結成された団体である。団員10人と大勢のボランティアで構成されており、毎週末、搜索が打ち切られた沿岸部を中心に行方不明者の搜索を続けるほか、悲しみの癒えない地域を少しでも明るくしようと「菜の花の迷路」や



「花火大会」などのイベントを開催している。活動資金はすべて寄付金で賄われており、4月4日、福島法人会女性部会も義援金8万円を寄贈した。これは、香川県大川法人会女性部会からの義援金22万2240円の一部で、同部会では今回は他にも2団体に寄附した。

鎮魂復興植樹祭に参加

【相双】相双法人会（福島）の会員と家族は、3月29日「南相馬市鎮魂復興市民植樹祭」に参加した。東日本大震災の津波で大きな被害を受けた沿岸部に、海岸防災林と鎮魂の森をつくることを目的に市が主催したもので、復興交付金等を活用し、木材や土砂などの瓦礫で盛土造成した土地に防潮林を整備していく。「瓦礫を活かす森の長城プロジェクト」が苗木タブノキ、シラカシなど16種2万本と植樹資材を提供し、命の宿っていたところに、命を再生させるためのキャッチフレーズにボランティア2900人が集まった。植え付ける土は、津波で発生したコンクリートガラや大小の石が堆積した土砂が入ったもので、壊れた家屋の一部や海の丸い石も混じっている。同会は



移植ゴテや軍手、マスクなどを提供。只野会長や番場女性部会長ほか33人も今年一番の日差しの下、犠牲になられた方の鎮魂を祈り、私たちの未来を守る礎にとの思いで作業し、今回は、AIU損害保険株式会社と共に1区画を担当した。前日までの強風が嘘のような絶好の植樹日和で、早朝東京からバス2台で駆けつけた80人に、海からの風が感謝しているように時折心地よく吹いていた。

税の絵本作り体験

【秩父】秩父法人会（埼玉）は、女性部会の新規事業として「税の絵本作り



体験」を開催、宮地学童保育所の1〜5年生27人が参加した。前半は1月26日。税金のDVD「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を視聴し、税金がある場合とない場合の違いを興味深く鑑賞、税務署担当官から税の話聞いて、それぞれが思いついた税の絵を描くよう講師から指導を受けた。後半は3月2日に訪問。前回からの間に各自が描いた絵を学年別のグループごとにまとめ、実際に絵本作りを行い、仕上げには表紙と自分たちの氏名も入れて、5冊の素敵な絵本が出来上がった。今回の好評を受け、同部会ではこの事業を継続するとともに、今後、開催機会を増やしていきたい考えだ。

税とミュージカルの コラボレーション

〔川口〕2月11日、川口駅前フレンディ
アで川口法人会（埼玉）青年部会主催
（川口市教育委員会、川口市PTA連
合会、草加市教育委員会後援）でチャ
リティ公演ファミリーコンサート「歌
う海賊団ッ！」が開催された。初めに
島田青年部会長から開会挨拶があり、
同法人会近藤会長の挨拶が終わると、
青年部会役員と会長も飛び入り参加し
「クイズだゼイ！」の税金クイズショー。
答えが出るたびに会場は大いに沸き、



最後の1億円レプリカ体験には子供た
ちが行列をつくるほど盛り上がった。
歌とトークで構成され熱気に包まれた
このライブは、家族で参加でき、50

0人の観客全員が船長やクルーたちと
一緒に歌って踊った笑顔のあふれる楽
しいコンサート。電気を作るのは「発
電機」、元気を作るのは「発元気」、人
の体の中にある「発元気」を回すと誰
もが元気になり、「心の余裕」や「思
いやり」が生まれると言う歌やメッ
セージに、親子の「絆」が深まる感動
の連続で、会場も一体となりエンデ
ィングまであつという間だった。今回初
めての試みとなった会場中央に設置し
た360度展望型ステージは、観客と
の距離も近く、「最高のステージだっ
た！」と大好評で、埼玉新聞や地元
のタウン誌にも大きく掲載された。東日
本大震災の震災孤児等を支援する「ふ
くしまこども寄附金」と「みやぎこど
も育英基金」への募金も行われ、後日
寄附を行った。

満員の盛況!! いちよう塾で税金講座

〔八王子〕八王子には20以上の大学が
あり、連携して八王子学園都市大学
「いちよう塾」を開催している。八王
子法人会（東京）では、公益法人の認
定取得に伴い税理士会八王子支部と合



同で、市民を対象にした生涯学習が目
的の公開講座に税金講座を開催した。
相続税、贈与税、遺言書の書き方、初
めて年金をもらった人の確定申告など
関心の高いテーマを取り上げ、9、11、
1月にそれぞれ2講座を開講した。特
に相続税、贈与税については控除額の
引き下げ、税率の変更が間近に迫った
時期でもあり、いずれも満員で盛況と
なった。税理士、公証役場の公証人な
ど専門家の講義を、メモを取りながら
熱心に聞いていた受講者からは、「分
かりやすい」「もっと詳しく知りたい」
という声も寄せられた。27年度は、前
期・後期それぞれ2日間計8講座を予

定し、マイナンバー制度なども取り上
げる。

法人会マークデザイン P.T.I.eを製作

八王子法人会（東京）は、クルビ
ズ対応で法人会マークのP.T.I.eを
製作した。織物の街として全国に名を
馳せている八王子は、現在もネクタイ
生地が高いシエアを誇るが、昨今の
クルビズで夏場のノーネクタイに着
目。ジャケットの襟元に着けるだけで、
ネクタイをしたような品格が漂う小さ
なネクタイを考案した。同法人会は以
前にも法人会マークのネクタイを製作
しているが、今回も本物のネクタイ同



様にシルク100%の手作り。約6cm×2cmのネクタイ型と、2.5cm×5.5cmのリボン型はどちらもピンタイプで簡単に着脱が出来る。役員が中心となり装着して市内の様々な会合で会話のきっかけに活躍し、女性もスカートや帽子のアクセサリーとして利用している。価格は税込1800円。色は生地が黒のもの5色とパステルカラーで5色の10種類を揃えている。

雅楽鑑賞会を開催

〔平塚〕桜の便りを待ちわびる3月15



日、グランドホテル神奈中平塚で平塚法人会（神奈川）女性部会主催、平塚市後援で「雅楽鑑賞会」日本の文化にふれましょう」を開催した。同部会ではこれまでも日本の伝統文化、近隣諸国との融和とふれあいをテーマに活動を行っており、昨年はモンゴルの演奏家が伝統楽器・馬頭琴と舞踊を披露。今年には宮中の儀式、春秋の園遊会行事でも演奏される雅楽を鑑賞した。一般市民からも「近くで聞いてみたい」「楽器の特徴を聴き分けたい」などの声が上がリ、大人のみならず子供たちも含め250人が日本の伝統文化に触れた。今回は、民間への雅楽の普及及び技術向上を目指している「雅楽道友会」と「光法会」の協力。これからも地域社会で喜ばれる企画を実施していきたい。

第7回税金クイズ大会

〔伊賀〕伊賀法人会（三重）は4月18日「名張桜まつり」に租税教育活動の一環として出店した。現金1億円レブリカの重さ当てクイズ、女性部会がオリジナル作成したうちわの配布、税の情報誌配布と法人会オリジナルグッズのプレゼントに大勢の市民が訪れた。メインステージでは「第7回税金クイズ大会」に整理券を持った約200人の来場者が集まり、税金に関わる〇×クイズに奮闘。税金博士も登場し、さ



わやかな春風のなか会場が一体となって盛り上がった。

租税教室 「ラップだ税！」

〔広島南〕広島南法人会（広島）では毎年、管内の小学6年生を対象に租税教室を開催している。今年には子供たちの印象に残る授業をと「ラップだ税！」プロジェクトと題し、税金の使い道を音楽にのせて歌って覚えるという方法を導入。はじめにDVD視聴をしながら税金の必要性を理解してもらい、そ

の後ラップの音楽で税金の使い道を声に出して手拍子と体も動かしながら楽しく覚え、最後にもう一度、税金の大切さを考えてもらうという流れ。真面目な話の途中で突然鳴り響くアップテンポの音楽に最初は困惑していた子供たちも、講師の掛け声と体に響くりリズムの中で自然に手拍子を打ち、歌うことで講師との距離間も一気に縮まった。学校からも好評で、地域の話題として地元テレビ局の取材を受け、その様子は確定申告時期に放送された。今後も地域社会に貢献できる法人会として、租税教育活動を行っていきたい。



医療費抑制へアメ玉作戦 失敗すれば厳しい削減策も

M・K

高齢化や技術の高度化で伸び続ける医療費をどう抑制するのが。安倍政権は社会保障費を一律カットする手法はとらず、自治体などに「アメ玉」を用意して自主的な取り組みを促す考えだ。国民にも健康増進や病気予防を奨励する。だが、こうしたインセンティブ改革は国民の意識がものを言うだけに「効果は限定的」との厳しい見方も出ている。

安倍政権が社会保障費の機械的な削減を避けるのは、小泉政権の「社会保障費を5年で1兆1千億円抑制制」とした方針が、後に与党や医療関係団体などの猛反発に遭い、結局は頓挫に追い込まれたからだ。

さらに、厚生労働省が毎年のように患者窓口負担や保険料の引き上げ、診療報酬のマイナス改定といった抑制策を進めてきたこともある。

厚生省は「即座にやれることは手を付けてきた。これ以上の改革となれば、相当難しいことに踏み切らざるを得ない。与党や関係団体の理解を簡単には得られない」（幹部）との立場であり、困難な改革に挑む前に、保険者や国民が自主的に削減努力をしたくなるよう仕向けるほうが

成果は上がるとの判断なのだ。

自治体などの自主努力促す

目を付けたのが社会保障費の一部を負担する自治体や健保組合だ。抑制努力にインセンティブを与えることで意欲を引き出し、ボトムアップ型の取り組みを促そうというのである。

政府が具体策として考えているのは、新薬に比べて安価な後発医薬品に置き換えた割合や、特定健診の実施率などに応じ、後期高齢者支援金を加減算する仕組みの導入だ。

国民健康保険には「保険者努力支援制度」を創設し、積極的に事業を行う自治体への財政支援を行う。

政府は、将来的な疾病構造の変化や人口見通しを踏まえた「地域医療

構想」を都道府県に策定させ、病床機能の再編や削減を通じて医療費を抑制する計画も立てているが、これに積極的に取り組む医療機関には診療報酬を大幅アップするアイデアも浮上している。

国民にも努力を促す。ウォーキングの歩数や体重管理などに取り組み「ヘルスケアポイント」を付与し、貯めたポイントをスポーツクラブの利用券に交換したり、保険料支払いに充てることもできるようにしようという。

すでに一部の自治体では、1年間保険診療を受けなかった世帯に奨励金を出す事業を行っている。一方で、健康診断を受診しなかった社員のボーナスを減額する企業もある。こうした取り組みを後押ししようというものだ。

ただ、後発医薬品の普及はもとより、健康作りや病気予防は国民個々の心持ちによる部分が大きい。このため、財政規律派の与党議員らからは「インセンティブだけでは不十分

やるならペナルティーも必要だ」と財政効果への疑問も出ている。

保険適用の縮小も同時検討

安倍政権はこうした指摘も織り込み済みで、インセンティブ改革と同時並行で、高度医療の保険収載を厳しくする案や、風邪などの軽度な疾病を公的医療保険の対象から外すことも念頭に入れ「保険免責制度」導入の検討も進める二段構えだ。

「自主的取り組みが広がらず、医療費抑制に大きな効果が見られなければ、次は保険適用範囲の大幅縮小に踏み切るとのメッセージ」（自民党厚生族議員）というわけである。

インセンティブもさることながら、これを契機に病気予防に取り組み、健康な時期が長くなるならば、それは国民にとって幸せなことである。一方、このまま意識が変わらず抑制が失敗に終われば、次に待ち受けるのは大きな痛みを伴う改革だ。

どちらを選択するかは、われわれ自身の決断である。

盛り上がるふるさと納税

ふるさと納税が、盛り上がっています。連日、新聞雑誌に特集が組まれ、自治体の「お礼の品」の一覧表が掲載されています。家族構成と年取ごとのマトリクスまで掲載され、いくらまでの寄付なら全額控除される（自己負担2000円で済む）のか一覧できるものまで。極め付きは、ふるさと納税の寄付と同時に「お礼の品」の購入がネットのできる「ふるさと納税」事業まで展開されています。

いずれにしても、身銭を切った金額（多くの場合2000円）以上のものが「お礼」として送られてくるわけで、寄付というよりは「補助金付きの買い物」というのが実態です。

アベノミクス・地方創生とも合致して、大変盛り上がっているこの制度に水をかけるのは忍びないところですが、税制の観点から考えると、今の盛り上がりは「羽目の外し過ぎ」ではないかと思えますので、あらためて考えてみましょう。

そもそもは地方間税収格差の是正

「ふるさと納税」の発端は、都市への集中がもたらした地方間の税収格差です。東京と沖縄では、人口一人当たり税収格差は3倍で、わけても法人2税（法人事業税と法人住民税）では格

差が7倍に拡大します。これを是正するには、スウェーデンやドイツなどが導入している、富裕な団体からそうでない団体に直接財政移転するメカニズム（水平調整）を導入すればいいのですが、そう簡単ではありません。

あえて「ふるさと納税」にモノ申す

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

住民が自治体に対して「負担」する税は、自治体から学校・警察・消防、さらには道路・橋・港湾といった公共サービスに「受益」する対価です。この原則が働くからこそ、住民と自治体との間には望ましい緊張関係が生じ、

「増税するくらいなら無駄な公共サービスは止めてほしい」と言えるのです。つまり、水平調整をすすめると、なら「受益」していない自治体に税金を払い、逆に、「受益」を受けている自治体にはその対価を「負担」しないということになるので、「受益と負担」の関係が徹底されず、地方自治の根幹の

税論

哲学が揺らぐことになってしまいます。

東京都は税収が多く集まる一方で、渋滞や大規模災害対策等都市特有の行政ニーズがあります。自ら集めた税収が他の自治体に再分配されるのなら、なにも苦勞して集めることはない、ということにもなりかねません。そこで、納税者が「自発的に」寄付

するのならいいのではないか、というのが「ふるさと納税」の考え方です。「故郷に住む両親にきちんとした公共サービスが提供されているので恩返ししたい」とか、「お世話になった小・中学校の教育の充実に使ってほしい」という理由から、自らの納税分の一部を移転させるのであれば目くじらを立てることはない、ということです。

地方創生と寄付文化の醸成に

私は、今の「ふるさと納税」のビジネスモデルではいずれ限界が来ると考えます。都会に転出した人に対して、「お礼の品」で競争するのはなく、自治体が「自分たちはこんなに立派な行政をしているので、あなたが育った父母の住む故郷に寄付をしてください。税金も軽減されます」という政策競争をすることで、地方創生・活性化に結びつけていく必要があると思います。

もう一つ、遅れているのが国の「寄付文化」をうまく醸成させる絶好のチャンスでもあります。寄付に対して税制優遇するということは、納税者が「自分の税金の使途に対してイニシアティブを発揮する」ことでもあります。自分の寄付が有効に活用されているかどうか関与することであり、そのためにも、「お礼の品」の競争から「政策競争」に転換していくことが必要ではないでしょうか。

財産債務調書提出の強制と制裁

Q

平成27年度税制改正において、所得税の確定申告書に添付することとされていた「財産債務明細書」が「財産債務調書」に変更され、その提出が強制されることですが、その内容と目的はどこにありますか。

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

よる更生又は決定を予知する前にその国外財産調書を提出すれば、提出期限内に提出されたものとして扱われます。

他方、所得税法においては、従前から、確定申告書を提出する場合に、所得金額が2000万円を超える者は、財産の種類、数量、価額等を記載した「財産債務明細書」を添付しなければなりません。しかし、この提出には、罰則規定もなく強制力が弱いものでした。

そのため、平成27年分所得税から、「財産債務調書」に改め、調書提出法において、右の国外財産調書と同様な強制力を伴う措置を講じることにしたわけです。

この場合、財産債務調書を提出しなければならぬ者は、「合計所得金額が2000万円を超え」かつ「その年の12月31日において有する財産の合計額が3億円以上」又は「その年の12月31日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上」の基準を満たす場合です。また、記載事項については、各財産の内容のほか、その「時価」（又は見積価額）の記載も要します。このような財産債務調書の提出は、いわば毎年相続税の概算申告を行うようなものですから、今後の資産課税の強化が推測されます。

財産債務調書等の提出を強制加算税によって効果を高める

A

平成27年度の税制改正に先立って、平成24年度税制改正において、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（以下「調書提出法」）が改正され、「国外財産調書」の提出制度が設けられました。

同法によれば、所得税法上の居住者は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その氏名及び住所又は居所並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載

した調書（国外財産調書）を、その年の翌年の3月15日までに、その者の所得税の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならないこととされました（その適用は、平成25年分所得税からです）。

この国外財産調書の提出については、その提出をしたか否か、その記載が十分か否か等によって、加算税を加算したり、減額することになっています。すなわち、国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税に関し、修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（以下「修正申告等」）があり、過小申告加算税（本税額の原則10%）又は無申告加算税（本税額の原則15%）が課される場合に、国外財産調書が提出期限内に提出され、かつ、所定の記載があるときは、右の過小申

告加算税の額又は無申告加算税の額は、通常課される額からその申告漏れ等に係る所得税又は相続税の5%に相当する金額を控除した金額とされます。

逆に、国外財産に係る所得税に関し修正申告等があり、過小申告加算税又は無申告加算税が課される場合に、国外財産調書が提出期限内に提出がないとき、又は提出があってもその修正申告等の原因となる国外財産についての記載がないとき（重要な記載が欠けている場合も含む）には、過小申告加算税の額又は無申告加算税の額は、その申告漏れ等に係る所得税の5%に相当する金額が加算されることになっていきます。

また、提出期限内に国外財産調書を提出していない場合にも、国外財産に係る所得税又は相続税について、調書に



税理士 牧野 義博

減価償却資産の調査

調査官 多額な機械装置を取得されていますが、用途は何ですか。

担当者 精密機械の特殊部品を作るための機械装置で、特注で作ってもらいました。

調査官 電子制御で動かすものですか。
担当者 そうです。

調査官 先ほどの工場見学の際に見せていただいた機械ですね。確かコンピュータで操作をされていましたね。

担当者 この機械装置は特殊なソフトウェアを使わないと動きません。

調査官 ソフトウェアの経理処理はどうされましたか。

担当者 税理士さんに聞いたところ、この機械装置を稼働させるのに必要不可欠なソフトウェアなので、機械装置の取得価額に含めるように指示がありました。

調査官 その処理で結構です。しかし、期末時点では機械装置のみ会社に搬入され、ソフトウェアはまだ稼働していないように見受けられましたか。

担当者 そうなのです。ソフトウェアの内容の一部齟齬が発生したので修正に時間がかかり、決算末から2か月も経過をやってやっと稼働することになりました。

ある会社の税務調査も佳境に入り、残るは減価償却資産と減価償却費の適否を残すのみとなりました。調査対象法人では期中に大型の機械装置を取得し減価償却を行っていたので、その用途及び取得費用の内訳等の内容を担当者から説明してもらったことになりました。

調査官 ということは期末時点では機械装置そのものは稼働していませんね。

担当者 そういうことになります。

調査官 経理上では期中に機械装置を取得していただきますので、減価償却費を計上していただきます。が、ソフトウェアが稼働していませんので機械装置としての機能は果たしていません。

本来、期中では機械装置を建設仮勘定に計上し、ソフトウェアが稼働した段階で減価償却資産に上げるべきでした。従って、本件の減価償却費は時期早尚ですので認められませんね。

担当者 そこまでは気が回っていませんでした。すぐに修正申告をします。

ちょうど良い機会なので、指導いただきたいのですが、進捗期にやはり機械装置を取得する予定です。この機械は汎用機として使用するため、従来の機械を動かすためのソフトウェアではなく、多機能に機械が使用できるように種々のソフトウェアを導入することにしています。

この場合のソフトウェアは機械装置の取得価額に算入し

なければいけませんか。

調査官 今の質問の範囲内では、機械とソフトウェアの一体性があまりないように思われます。契約の当初からソフトウェアは固定せず、汎用的に導入できると明記されていれば、取得価額に算入せず、別途無形減価償却資産として計上することになるでしょう。

契約時の内容によりますので、購入の際にはその点を詳しく詰めておいてください。

担当者 わかりました。



イラスト 渡辺 正義



「未病を治す」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

2千年前に記された

中国伝統医学の極意に注目

この未病という言葉をも、今回初めて目にした方もいるのではないのでしょうか。近ごろは日本の辞書でもようやく収録の動きが出てきましたが、長らく、医学としては勿論のこと一般用語としても例外を除いて認められず、疎外されてきました。

未病とは、まさに読んで字の如く、未だ病に非ず、を縮めたものです。つまり病気の芽、前兆に似た言葉です。体に発生しつつある病気をいち早く見つけ、大事に至らぬ前に治療をしようというのが、4千年の歴史を持つと言われる中国伝統医学、略して中医学の奥義なのです。

そうか漢方の言葉か、と思う方がいるかも知れないので説明しますが、中医学と日本の漢方医学は別ものです。日本では奈良時代に中国から伝わった医学を基に工夫が加えられてきました。ところが江戸時代にオランダ医学が伝来したので、それと区

別するために、漢民族の作った医学を日本人が再構築したとの思いを込め、漢方医学と名付けたのです。

もう一つ、東洋医学という言葉もありますが、これは明治時代に生まれました。文明開化で西洋医学に華々しい脚光が浴びせられたので、日本など東洋にも素晴らしい医学がある、という意思表示でした。

名医と二番手医師との違いは

世界最古の医学書は、中国で前漢（紀元前202年―紀元8年）の時代に編集された「黄帝内経」と言われています。その中に「上工、未病を治す」という記述があります。上工は聖人も呼ばれ、名医のこと。本当に優れた医師は病気を芽の段階で治してしまおう、という意味です。

続いて「中工、已病（既病）を治す」という文面もあります。中程度の医師は既に病気であることが明らかなものしか治せない、というニュアンスなのでしょいか。ともかく特

効薬などはなかった時代ですから、病気の前触れを発見し、人間が本来持っている自然治癒力をいかに早く引き出すかによって、上工としての評価が決まったと思われます。

中医学での診断は「証」と呼ばれます。そして病気の見立てをするのに通常は四つの診断法、すなわち「四診」が行われます。最初の「望診」は、医師の目で患者の表情、皮膚、体型などを確認しますが、最も重視されるのは舌の状態です。

次は耳で患者の声を聞き、鼻で口臭などを確かめる「聞診」です。三番目の「問診」は現代医学と同じ聞き取りのことですが、時間をかけ細かく質問します。最後は患者に手で触れる「切診」です。今の触診のことですが、脈診と腹診が眼目でした。

自治体の健康スローガンにも

では、この未病を「初めに検査ありき」が前提の現代医学で見えにくいかと言うと、実は容易でありませ

ん。病気の初期というより、芽の段階となると、最新の血液検査でもレントゲン検査などでも、数値や映像に出ないことが珍しくないからです。むしろ自身自身が事前に察知して対処することが多いし、理に適っているとも言えます。皆さんはノドなどに何か異常を感じ、それは風邪の前兆と見てシヨウガ湯などを飲んで早寝をすることはありませんか。それが「未病を治す」に通じるのです。夏だと熱中症にならないよう、水分をこまめに摂るのも同じです。

最近ではぼつぼつながら「未病を治す」を健康スローガンに掲げる自治体も現れてきました。私たち一人ひとりが名工になり、食べ過ぎが原因の肥満、メタボや、塩分過剰による高血圧などの生活習慣病を、予防しようという取り組みです。そう言えば日本には古くから「腹八分目に医者いらず」という格言があります。

治療医学が主流の現代医学も、近年は予防医学を重視し、健康への自助努力を求めています。私たちはまず定期的に健康診断や人間ドックを受けると同時に、自分の体を日ごろ望診して異変の芽をチェックすること。それが先人の教えを引き継ぐ現代人の知恵と言えるでしょう。



自宅介護は施設と ケアマネージャー選びをしっかりと！

介護保険を利用する場合、基本的には本人は1割負担なので、10万円のサービスを受けても、支払い額は1万円で済みます。

けれど、8月からは年収入が単身で280万円以上、2人以上では346万円以上の方は、介護サービス利用の自己負担額が1割から2割に上がります。すでに4月からは、介護保険の利用者は要介護3以上でない特別介護老人ホームへの新規入居ができなくなり、要介護1と要介護2の場合、在宅介護ということになっています。

ただ国は、そのぶん在宅介護のサービスを充実させるとしていて、日中に介護者を預かってくれるデイサービス（通所介護）の預かり時間を、現在の上限12時間から14時間に拡大。送迎時の着替えの介助など、介護報酬の対象となるサービスも増やしていく方針です。

さらに、デイサービスなど通いのサービスを中心として、家に来てくれる「訪問」や短期的に預けられる「宿泊」を組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」なども強化するとしています。デイサービスは、朝迎えにきてくれて、食事や入浴、機能訓練などを施設で受けられるサービス。これが充実すれば、働きながら在宅介護をする方も、かなり楽になるでしょう。

実は、このデイサービスの数は驚くほど増えています。事業所の数は全国に3万7000施設（2013年調べ）。全国にある郵便局の数が約2万4000店舗ですから、それよりはるかに多いということです。しかも、大手などもかなり参入してきているので、近距離で通いやすくなっているだけでなく、サービス競争も起きています。利用を考えた時、しっかり比較して選ぶことができると言えるでしょう。

どこに、どのような施設があるかは、厚生労働省の「介護事業所検索」というインターネットサイトで探すことができます。入所施設から通いの施設まで、全国約19万か所の「介護サービス事業所」の情報やサービスが網羅されています。（<http://www.kaigokensaku.jp/commentary/system.html>）

ケアマネージャー選びのポイント

介護保険でどのようなサービスを受けられるかは、自

治体で介護認定を受けたあと、ケアマネージャーを選んで、その人に相談しましょう。

ケアマネージャーとは、介護を必要とする方の相談を受け、介護サービスの計画書（ケアプラン）を作成し、利用するデイサービス事業者などとの連絡や調整をする介護の専門家です。自治体の窓口などで何人かを紹介してもらえますが、自分で選ぶこともできるし、相性が良くなかったら途中で違う人に変えることもできます。

ケアマネージャーは、デイサービスなどの事業所に所属している人も多く、どうしても自分が所属している所を紹介する傾向があります。もちろん、そこが素晴らしい施設なら問題ないのですが、そうでない場合には、利用し始めてから不満が出てくる可能性もあります。ですから、そのつもりでしっかり情報を集めましょう。

まずはインターネットやクチコミを利用しましょう。選ぶポイントは、介護される方を取り巻く実情を良くわかってくれて、専門的な知識が豊富な人かどうか。行きつけの病院などがあったら、医師や看護婦、ソーシャルワーカーの方に聞くと、人柄などもわかります。また、ご近所にデイサービスを利用している方がいたら、体験談なども参考になります。

なるべくいろいろな施設の実情を知っていて、利用者サイドに立って施設を紹介してくれる人が望ましいことは、言うまでもありません。

紹介された人にすべてを任せなくてはいけないということではないのですが、介護保険について詳しいのは当然ながら、認知症などの病状の進行状況を良く理解していたり、介護する家族の負担に気付いてくれ、気持ちに寄り添ってくれるような人だと、長い付き合いができるでしょう。さらに、介護保険以外でも、生活支援などを行うボランティア団体について詳しいと、イザという時にも助けられて安心していいです。

ただ、こうしたベテランのケアマネージャーには、誰もが世話になりたいと思いますから、ひとりで40人～50人の介護利用者を担当しているケースも少なくありません。担当している数があまりに多いと、関われる時間も限られてきますから、その辺のこともしっかり考慮したほうがいいでしょう。

難解の世代

◆33 柴 田 一



間違いさがし



2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな？ 答えはこのページの下にあります。



▼「中村ブレイス」社長の話がとても勉強になりました。義肢装具の製作会社で従業員70人とは、とても信じられませんでした。昔、医療に携わっていた頃、義肢装具の分野は技術者が細々とやっており、閉じてしまふ会社も多かったからです。しかし中村社長は医療用具の国際特許を取り、多くの方の期待にこたえていることのごさ、義肢の技術が必要としている方々のために、使命を果たそうとしてくださることの有り難さに、頭が下がるばかりです。これからも、その使命を持ち続けて欲しいと心から願っています。中村氏に、会社へ感謝し、御社の発展を心から願っています。
(埼玉県 橋本寿子)

▼中村俊郎氏の経営哲学は、地域の人たちが社員を大切に思い、いい時も悪い時も粘り強く誰かの役に立つ仕事をしていきたいと同感しました。地域の役に立ち、自信のある商品をお客様に喜んで頂く事が大切だと感じ私もコツコツと自分を磨いていきたいと思えます。
(広島県 桑田一巳)

▼「特集」相続税改正「相続税対策の狂騒」を興味深く読みました。バブル期といわれた時代には、相

続税の節税策と称するもの（不動産など）が横行しましたが、バブル崩壊後は、価格が急落して借金返済に苦しむ事例もよく聞きます。最近では生前贈与がおすすめで知り、なるほど！と思えました。子どもにとつて一番お金が必要なのは、子育てや自宅取得の時期、その時に贈与するから本当に生きた財産になると感じます。税負担の資産と適切な対策を考えることが大切だと思いました。

▼萩原先生の暮らし塾を読んで。今回の地方活性化への提言の一つは、ふるさと納税を通じてのものであり、ふるさと納税に関心を持っていましたので大変参考になりました。寄付により地方活性化に少しでも役立ち、さらに地方の特産物もいただけるのは一挙両得で大変魅力的です。今年こそやってみたいと思えました。
(神奈川県 林 祐祐)

編集者から
▼ご意見・ご要望・ご感想は
〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4
公益社団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。
掲載者に図書カード3千円を贈呈します。

編集後記

▼全法連では、情報紙「ほうじん」とホームページで、全国各地の法人会活動をリレーニュースとしてご紹介しています。税に関する活動、租税教育や地域での社会貢献など、様々な取り組みがあり、どの活動も会員の方が工夫を凝らしている興味深いものばかり。ホームページにはその他の情報も掲載していますので、是非ご覧ください。
(Y)

▼回を重ねるごとに満喫度も増していく経営哲学の取材（の旅）。グルメ三昧の帯広、心癒された石見銀山に続き、今回の徳島もステキでした。豚骨醤油とお肉たっぷりの徳島ラーメン、美味しい郷土料理やB級グルメのフィッシュユカツ、お土産の鳴門金時も美味でした。また、一回り大きくなってしまったような：気がします。
(K)